

こ発第 102 号  
令和 5 年 5 月 2 日

市内障がい児福祉サービス事業所 各位

福岡市こども未来局こども発達支援課長

**新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付け変更後の「新型コロナウイルス感染症に係る障がい福祉サービス等事業所の人員基準等の臨時的な取扱い」等について（通知）**

日頃より、本市の障がい児福祉行政にご理解、ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

今般、新型コロナウイルス感染症の感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号。以下「感染症法」という。）上の位置づけの変更（令和 5 年 5 月 8 日以降）に伴い、新型コロナウイルス感染症への対応に伴う障がい福祉サービス等報酬、人員、施設・設備及び運営基準等の臨時的な取扱いについて、別紙のとおり取扱うこととしたので、お知らせします。

なお、障がい福祉サービス事業の適切な運営のため、「当面の間継続」又は「一定の要件のもとで当面の間継続」とする臨時的取扱いの運用は、新型コロナ感染者等の発生やサービスの継続に必要な感染対策の実施等により通常必要なサービスの提供に影響がある場合に限るよう留意ください。

引き続き、施設・事業所においてはこれまで示してきた必要な感染防止対策等を講じつつ、必要なサービスを適切に提供いただきますようお願いいたします。

**【送付資料】**

- 1 （別紙）感染症法上の位置づけの変更（令和 5 年 5 月 8 日以降）に伴う 5 類移行後の取扱い内容
- 2 新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付け変更後の「新型コロナウイルス感染症に係る障害福祉サービス等事業所の人員基準等の臨時的な取扱い」等について

**【問い合わせ先】**

〒810-8620 福岡市中央区天神 1 丁目 8 番 1 号  
福岡市こども未来局 子育て支援部 こども発達支援課 事業所指定・指導係  
(TEL)092-711-4178 (FAX)092-733-5883  
事業者指定専用アドレス: syougaiji-jigyousyashitei@city.fukuoka.lg.jp